

令和3・4年度野々市市競争入札参加資格申請について

(建設工事、測量業務等)

令和2年12月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和3・4年度に野々市市が発注する建設工事、測量・設計・建設コンサルタント業務等(以下「測量業務等」という。)の競争入札に参加する者に必要な入札参加資格申請(以下「申請」という。)については次のとおりとします。

1 申請に必要な要件

(1) 建設工事については、次のいずれにも該当する者

- ア 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けており、かつ、法第27条の23第1項の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受け、当該審査の結果について、法第27条の29第1項の規定による総合評定値の請求をしている者
- イ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業を営む事業主である個人又は団体にあつては、雇用する労働者が同法第4条第1項に規定する被保険者となったことについて、同法第7条の規定による届出をしている者
- ウ 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第3項及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項に規定する適用事業所の事業主である個人又は団体にあつては、当該適用事業所の事業主となったことについて、健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条の規定による届出をしている者

(2) 測量業務等については、次のいずれかに該当する者

申請業種	申請できる者
測量	測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けている者
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定による登録を受けている者
建築(設備)設計	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けている者
地質調査	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条第1項の規定による登録を受けている者
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条第1項の規定による登録を受けている者
造園管理、その他	その他建設工事の施工に付随する調査、試験等を行う者

(3) 建設工事・測量業務等共通の要件

- ア 市税及び国税(所得税又は法人税及び消費税に限る。)を完納している者
- イ 令第167条の4第1項に該当しない者
- ウ 令第167条の4第2項に該当しない者又は同項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過した者

- エ 役員等（個人である場合にあってはその者を、法人である場合にあってはその役員及びその経営に参与している者を含む。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者
- オ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に参与していない者
- カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていない者
- キ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は参与していない者
- ク 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者

2 申請期間

- [定期申請] 令和3年2月1日（月）から令和3年2月19日（金）まで（土・日曜日、祝日を除く。）
午前9時00分から午後4時00分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）
- [随時申請] 令和3年6月1日（火）から令和5年2月20日（月）まで（土・日曜日・祝日を除く。）
午前9時00分から午後4時00分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

3 申請方法

申請期間中にインターネットによる申請（以下「電子申請」という。）を行った後、書面による申請を行ってください。電子申請、書面による申請の両方が申請期間内に終了していない場合は受付しません。

(1) 電子申請

市ホームページ内に設けた「入札参加資格申請システム入り口」からシステムに入り、別添「令和3・4年度電子申請による入札参加資格申請について」を参照し、電子申請を行ってください。（システム稼働時間：土・日曜日及び祝日を除く平日の午前8時00分から午後8時00分まで）

(2) 書面による申請

提出書類一覧から必要な書類を全て作成し、クリアファイル（A4判無色透明）に入れて、申請期間内に郵送にて提出してください。ただし、市内に本社を有する者については持参することもできます。郵送の場合は、申請期間最終日の消印があるものまでを有効とします。

なお、工事（業務）経歴書及び技術職員名簿、財務諸表については入札参加資格申請システムにおいて添付することもできます。

4 参加資格の審査項目

(1) 建設工事について

- ア 法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項
- イ 別に定める主観的事項

(2) 測量業務等について

- ア 営業年数
- イ 役員及び従業員数
- ウ 自己資本の額
- エ 自己資本比率
- オ 流道比率
- カ 固定比率
- キ 総資本経常利益率

ク 年間売上（請負・製造）高

5 参加資格の決定及び公表

入札参加資格者として決定したときは、競争入札参加資格者名簿に登載し、市ホームページで公表します。

6 参加資格の有効期間

[定期申請] 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

[随時申請] 競争入札参加資格者として決定した日の翌日から令和5年3月31日まで

7 申請内容変更届出

入札参加資格者は、申請書の内容に変更があった場合、市ホームページに掲載されている「競争入札参加資格変更等に係る提出書類及び添付書類一覧」を確認の上、速やかに手続きをしてください。

8 参加資格の取消し

入札参加資格が要件を満たさなくなった場合又は偽りその他不正の行為により入札参加資格を得たと認められた場合は、その参加資格は取り消されます。

9 問い合わせ先及び書類提出先

(1) 申請に関することの問い合わせ先及び書類提出先

野々市市 総務部 財政課 契約入札係

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地

電話 076-227-6032 FAX 076-227-6258

土・日曜日及び祝日を除く平日午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、正午から午後1時までを除く。)

メールアドレス：zaisei@city.nonoichi.lg.jp

(2) 入札参加資格申請システムの操作に関することの問い合わせ先

電子調達コールセンター 電話 0570-011-311

土・日曜日及び祝日を除く平日午前9時00分から午後6時00分まで

《提出書類一覧》

○は必須、△は該当者のみ提出してください。様式は市ホームページに掲載しています。

	書類の名称	建設 工事	測量 業務 等	備 考
1	提出書類確認票	○	○	商号又は名称をご記入の上、提出者確認用欄に✔ でチェックし、不足書類がないか必ず確認して ください。
2	申請書（建設工事）	○		社印及び代表者印を押印の上、提出してくださ い。
	申請書（測量業務等）		○	
3	使用印鑑届	○	○	代理人を選出したときは、代理人が使用する印鑑 を押印してください。
4	総合評定値通知書（写し）	○		審査基準日が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までのものを 2 通提出してください。 ※注 1 社会性等の評点（W点）中、雇用保険・健康保険・ 厚生年金保険の加入について「無」がある場合は 申請できません。ただし「適用除外」の場合は除 きます。 ※注 2
5	許可（登録）通知書（写し）		○	発行官公署の様式
6	財務諸表		○	申請日から直近 2 箇年度分のもの。法人の場合は 決算報告書。ただし、個人の場合は所得税確定申 告時の青色申告決算書の損益計算書（又は収支内 訳書）及び貸借対照表。 入札参加資格申請システムによる添付も可。
7	市税滞納有無調査承諾書 （該当者のみ）	△	△	市内に本社又は営業所（支店等）がある場合若し くは市に納税義務がある場合は提出してくださ い。市税に滞納がある場合は、有資格者（競争入 札参加者）となることができません。 ※注 3
	国税の納税証明書（所得税 又は法人税及び消費税）（写 し可）	○	○	納税証明書（その 3）。法人の場合は（その 3 の 3）、個人の場合は（その 3 の 2）でも可。いず れも未納がないことがわかるもの。 ※申請日前 1 箇月以内の発行日のものを提出し てください。 国税庁の「納税証明書オンライン請求（e-Tax ホ ームページ www.e-tax.nta.go.jp ）」も利用でき ます。 ※注 4
8	営業所一覧表（該当者のみ）	△	△	本店以外に営業所（支店等）を有する場合に提出 してください。（委任の有無にかかわらず提出が 必要です。） ※注 5

9	工事（業務）経歴書	○	○	直前の2営業年度分。 記載内容が同様であれば他の様式でも可。 入札参加資格申請システムによる添付も可。
10	技術職員名簿	○		申請時点で最新の名簿。記載内容が同様であれば他の様式でも可。 建設工事の場合は、経審申請時の写しでも可。 ※「技術職員資格区分コード表」を参照してください。 入札参加資格申請システムによる添付も可。
			○	申請時点で最新の名簿。記載内容が同様であれば他の様式でも可。 入札参加資格申請システムによる添付も可。
11	主観的事項に関する調査票 （市内建設業者のみ）	△		市内に主たる営業所（本店）を置く建設事業者が対象となります。主観的事項に関する点数の付与を希望する方は提出してください。 ※申請期間は、毎年2月1日からその月の20日まで（土日祝日除く） ※注6
12	委任状（該当者のみ）	△	△	主たる営業所（本店）から支店又は営業所へ権限を委任する場合に必要となります。委任期間は令和5年3月31日までとなります。 ※注7
13	暴力団排除に関する誓約書 兼照会承諾書	○	○	法人の場合、商業登記簿謄本に記載されている役員すべて（社外取締役、監査役含む）を記載してください。 また、支店・営業所等に入札・契約等に関する事項を委任している場合は、受任者も記載してください。
14	入札参加資格申請受付票 （希望者のみ）	△	△	受領確認が必要な場合は、宛名を記載した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。（受付票返送用）

※注1 随時申請の場合は、上記の期間の総合評定値通知書（写し）と併せて申請日から直近の総合評定値通知書（写し）も提出してください。

※注2 審査基準日以降に社会保険に加入している場合は、最新の総合評定値通知書（写し）（社会保険が「有」の記載となっている場合）又は次の書類を併せて添付してください。

【雇用保険の場合】

「雇用保険適用事業所設置届 事業主控（提出先での受付済印）」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」（写し）

【厚生年金・健康保険の場合】

「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（提出先での受付済印）」又は「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」（写し）

※注3 新型コロナウイルス感染症等の影響を理由に徴収猶予を受けている場合は、市税滞納有無調査承諾書に加えて、徴収猶予許可通知書の写しを提出してください。

※注4 新型コロナウイルス感染症の影響等を理由に特例猶予を受けている場合は、納税証明書等の提出に代え、納税の猶予許可通知書の写し又は納税証明書（その1）を提出してください。

- ※注5 建設工事の場合、各営業所が受けている建設業法上の許可業種を記載してください。また、野々市市内に営業所がある場合は、建設業許可申請書の建設業許可申請書（様式第一号）及び営業所一覧表（別紙二（1）若しくは（2））の写しを添付してください。
- ※注6 野々市市建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査基準に規定する書類を提出してください。なお、主観点数の有効期間は1年度のため、令和4年度について加点を希望する場合は、改めて提出が必要となります。
- ※注7 この場合、申請業種は、委任先となる営業所に専任の技術者を配置し、営業する業種のみとなります。